

## りんばんろうどうしゃ わねが 輪番労働者みなさんへのお詫びとお願い

がつ にち りんばんろうどうしゃ

10月27日、輪番労働者のみなさんにおわびをしなければならぬことがおきた。

当日、ある女性輪番労働者に、半日就労と半日分の賃金を強いてしまった問題である。当日の現場

は、(女性用の)トイレが現場から遠いため、指導員が朝の受付のときに、その輪番者に「道路(地域内)

で働いてください」とお願いしたが、地域外の現場がいいと現場に行くことになった。仕事が始まる前

の朝礼で、班長より再度「トイレにいくときは遠いので、迷わないよう、必ず指導員に言ってから

行くようにしてください」と注意をしていた。しかし、その輪番者は、10時40分からの休憩が

終了する11時前になって、指導員に言わずトイレに行ってしまったようだ。現場からいなくなると、

だいぶ時間が経ったので、指導員が心配になって探しに行ったところ、現場から離れたトイレに近い

場所で、地元の人と話しこんでいた。いなくなってから30分が経っていた。そのため見つけた指導員

が、注意した上で、現場から帰ってもらった。心配して探しまわった結果、仕事にもどらずに近所の人

と話をしていたので、指導員も怒り帰ってしまったということだ。

しかし、通常このような場合、NPO釜ヶ崎では、一・二度注意して、それでも指導員の指示に反

する行動が改まらない場合には、現場から帰ってもらっている。しかし、今回は、一度注意しただけ

でそのまま現場から帰してしまい、さらに事務所でも「半日しか働いていないから」と画一的に半日分

の賃金3000円しか支払わなかった。

指導員と当事者双方の言い分をつきあわせた事実確認を怠って、一方的に半日分の賃金としたの

は、行き過ぎた対応だったと反省している。当事者にはきちんとおわびをした上で、残りの賃金分を

支払うつもりだ。

しかし、この件を、反NPOキャンペーンに利用しようとしている釜合労という人たちがいるのは

残念なことだ。彼らは、特掃の労働契約が「本人負担分の保険料が発生した場合には事業主が別途

負担しておさめる」契約であるにもかかわらず、日雇健康保険の適用除外を申請し承認されたことよって、保険料が発生しなくなるにもかかわらず、「その分をよこせ」と言っている。さらには、2009年度と2010年度に行政委託費の返還金がいつきに増えたのはおかしいとキャンペーンをしている。しかし多くの輪番者が知っているように、2009年度から、特掃が1日41人分増えた。それは、国の緊急雇用の金を府と市が新しい「月8」と呼んでいる特掃事業を組んだからだ。NPOはそれだけではなく、同じ2009年度から1日28人の自立支援センター入所者への作業提供や、自転車リサイクルへの雇用事業もはじめた。こうしたあたらしい事業は通常（昔から）特掃よりも欠員がはるかに多く生じているため、府や市に返還する人件費の額も多くなった。つまりは、返還額が多いということは、NPOが適正に委託費を運用している証明でもある。

そこで、輪番労働者のみなさんに考えてほしいのは、次のことだ。来年度、国が緊急雇用の予算を組まなければ、「月8」の1日41人分は来年度からなくなるといふことだ。もともと緊急雇用は2009〜2011年度までの3年間に限られていたからだ。昔からの地域外・道路も安心だとは言えない。特別清掃を守るためには、みんなが自分のやれるペースでしっかりと手を抜かずに仕事を続けてほしい。「あいつらサボって仕事をしていない」と市民から苦情が寄せられれば、特掃は生き残れない。いつも市民の目があることを忘れないように。またこの事業の目的をしつかりとおさえていこう。特掃は、釜ヶ崎にいる高齢日雇労働者と市内で野宿生活をよぎなくされている人たちが就ける事業である。酷なようだが、アパートに住んで年金をもらったり、貯金がある人が、年金の足らず分を補ったり、貯金が減らないために就くものではない。そうした人は、もともと施策の対象外と言わざるをえない。そうした人が生活に困っているのなら、NPOでは困らないための相談を行っている。生活が困らないようになつて特掃から卒業してほしい。本来に必要な施策対象者に仕事をとどける特掃でなければ、特掃を守っていけない。

釜合労のようなやり方は、一見、輪番労働者を守るように見せて、NPOを非難だけして、なんら責任を負わないことで、実は特掃を守れなくさせている。

NPOは、自分たちの間違いは間違いとして認め、その上で労働者に必要な特掃やシェルターなどを責任もって守っていきたいと考えている。